

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく サルの輸入検疫について

平成11年12月28日 11動検甲第1731号

このことについて、別添のとおり畜産局衛生課長から通知があったので了知されたい。  
なお、サルの輸入検疫においてサルが赤痢又は結核等の動物由来感染症にかかっていることを確認した際における、保健所への連絡は別紙様式により行われたい。

別 添

(平成11年12月24日 11 - 100)

動物検疫所長 殿

衛生課長

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく サルの輸入検疫について

このことについて、別添のとおり厚生省生活衛生局乳肉衛生課長より通知があったので、貴所におけるサルの輸入検疫に係る検査においてサルが赤痢又は結核等の動物由来感染症にかかっている等を確認した際は、その旨を検疫施設の所在地を管轄する保健所に連絡するとともに、輸入業者等に対しても「輸入動物特にサルによる人の健康被害の防止について」(昭和49年衛情第10号厚生省公衆衛生局保健情報課長通知)(別添の別添2)を周知されたい。

なお、赤痢又は結核等とは両疾病及びBウイルス感染症であることを、厚生省生活衛生局乳肉衛生課との間で確認している。

(別 添)

(平成11年12月1日 衛乳第228号)

農林水産省畜産局衛生課長

厚生省生活衛生局乳肉衛生課長

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく サルの輸入検疫について

貴省におかれましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)に基づき、サルのエボラ出血熱及びマールブルグ病について、平成12年1月1日より輸入検疫に係る検査を実施するために準備方進められていることと思います。

このようななか、先般、「感染症予防にかかる動物対策検討会（座長：東京大学大学院農学生命科学研究科吉川泰弘教授）において、「法第54条に基づくサルの輸入禁止地域の指定について」（別添1）が報告され、その際にサルの赤痢及び結核等についても、動物由来感染症の予防対策の観点から、関係機関の協力を得て適切に対応することとされたところであります。

このため、貴省におかれましても、輸入検疫に係る検査においてサルが赤痢又は結核等の動物由来感染症にかかっている等を確認した際は、その旨を検疫施設の所在地を管轄する保健所に連絡するとともに、輸入業者等に対しても「輸入動物特にサルによる人に健康被害の防止について」（昭和49年衛情第10号厚生省公衆衛生局保健情報課長通知（別添2））の周知等について協力方よろしく願います。

〔別 添 1〕

## 法第54条に基づくサルの輸入禁止地域の指定について 報 告

平成11年10月

感染症予防に係る動物対策検討会

### 1 はじめに

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物のうち政令で定めた動物種の輸入に関する措置をとることとなった。

具体的には、法第54条に基づき、エボラ出血熱及びマールブルグ病の発生状況その他の事情を考慮して、特定の地域から発送されたサルの輸入を禁止し、当該地域以外から輸入されるサルについても、輸出国における検査の結果、エボラ出血熱及びマールブルグ病にかかっていない又はその疑いがない旨等を記載した輸出国政府機関が発行した証明書又はその写しを添付することが義務づけられた。

本検討会では、法第54条に基づくサルの輸入禁止地域の指定の基本的考え方及び現時点において収集された情報に基づく輸入禁止地域の検討等を行った。

なお、本検討会においては、新感染症、指定感染症等に係る事項等動物由来感染症にかかる事項を検討する必要が生じた際には随時検討を行うこととしたい。

### 2 法第54条に基づくサルの輸入禁止地域の指定の基本的考え方

#### (1) 定義

##### ア サル

エボラ出血熱及びマールブルグ病について、霊長類における感受性の種差が明らかとなっていないため、当面、原猿亜目（prosimian）、真猿亜目（monkey）及び類人猿（ape）とする。

##### イ エボラ出血熱

エボラウイルス（フィロウイルス科）によるヒト又はサルの熱性疾患をいう。

ウ マールブルグ病

マールブルグウイルス（フィロウイルス科）によるヒト又はサルの熱性疾患をいう。

エ 地域

アジア、アフリカ、ヨーロッパ、北アメリカ、南アメリカ、オセアニア、中近東をいう。

オ サルの自然生息地域

現在、サルが生息する赤道をはさんだ北回帰線と南回帰線の間いわゆる熱帯・亜熱帯を含む地域をいう。

(2) 輸入禁止地域の要件

ア サルの自然生息地域の場合

(ア) 次のいずれかに該当する地域は輸入禁止とする。

ヒト又はサルのエボラ出血熱又はマールブルグ病が発生したことをWHO又は当該国政府が報告した国又はそのサルの原産国を含む地域

ヒト又はサルのエボラ出血熱又はマールブルグ病の発生情報が不明と判断される国を含む地域

(イ) 上記(ア)に関わらず、次に該当する国については輸入禁止地域から除外する。

(ア)の に該当する地域のうち、その報告がヒトへの病原性が明らかでないウイルス株（例：エボラウイルスレストン株）によるサルのエボラ出血熱の発生のみであって、かつ、次に掲げるサーベイランス等の制度及び実施体制がすべて整備されている国

ヒトの感染症に関するサーベイランス

野生サルの監視

サルの輸出入検疫

(ア)の に該当する地域のうち、上記 に掲げる制度及び実施体制がすべて整備されている国

イ サルの自然生息地域以外の地域の場合

サルの輸出入検疫の制度及び実施体制が整備されている国は輸入禁止地域から除外する。

ウ その他

上記ア及びイに関わらず、次に該当する国又はこれを含む地域については個別に輸入禁止措置をとることを検討する。

(ア) ヒト又はサルのエボラ出血熱又はマールブルグ病が発生した国

(イ) エボラ出血熱又はマールブルグ病が発生したサルを輸出した国

(ウ) 隣国においてヒト又はサルのエボラ出血熱又はマールブルグ病が発生した国

(エ) 我が国に対して必要な情報が提供されない国

(オ) その他エボラ出血熱又はマールブルグ病にかかっているサルを輸出するおそれのある国

### 3 法第54条第1号に規定された省令で定める地域（輸入禁止地域）

過去6年間に我が国にサルの輸入した実績があり今後も輸入を継続して行う予定がある旨の回答があった国で、次に掲げる国を除く地域

#### (1) 2の(2)のア(イ) に属する国

- ・中華人民共和国
- ・フィリピン共和国

#### (2) 2の(2)のア(イ) に属する国

- ・ガイアナ協同共和国
- ・スリナム共和国

#### (3) 2の(2)のイに属する国

- ・アメリカ合衆国（調整中）

### 4 その他

現在、輸入されるサルに係る感染症対策に関しては、「輸入動物特にサルによる人の健康被害の防止について」(昭和49年5月9日衛情第10号、厚生省公衆衛生局保健情報課長から各都道府県等の衛生主管部局長あて通知)により赤痢の予防対策について、「サル類の輸入について」(平成10年7月17日衛乳第181号、厚生省生活衛生局乳肉衛生課長から(社)全日本航空事業連合会会長等あて通知)により輸送中のサル類からの感染防止対策について、行政指導により対応しているところであるが、動物由来感染症の予防としてサルへの対策が重要な赤痢、結核等については、引き続き本措置を継続するとともに、より一層の指導を行うことが必要であることから、今後の対策について、関係機関の協力を得て適切に対応するべきである。

### 感染症予防に係る動物対策検討会構成員名簿

氏 名	所 属 及 び 役 職
内 田 幸 憲	神戸検疫所長
倉 田 毅	国立感染症研究所副所長
竹 田 美 文	国立感染症研究所長
松 山 茂	(社)日本獣医師会専務理事
山 田 章 雄	国立感染症研究所霊長類センター長
山 内 一 也	(財)日本生物科学研究所主任研究員
吉 川 泰 弘	東京大学大学院農学生命科学研究科教授

氏名は五十音順とする。

各 { 都道府県  
指定都市  
政令市 } 衛生主管部局長 殿

厚生省公衆衛生局 保健情報課長

## 輸入動物特にサルによる人の健康被害の防止について

標記について、近時、群馬、東京、神奈川等において輸入されたサルからと考えられる赤痢の感染事例が発生し、輸入動物特にサルの取扱いについて伝染病予防対策上種々の問題を提起するところとなっている。

従って、このような事例の発生を防止するため下記の諸点に御留意の上関係方面への指導等についてよろしく御配慮願いたい。

### 記

#### 1 輸入業者に対する指導

1) 愛がん用に供するサルについては、輸入後輸入業者の手元に停留させ赤痢菌の保菌検査等健康監視を行った上健康と判断されるもののみを販売するよう本職において指導し、輸入業者間で自主規制させることとしたので、輸入サルの赤痢菌保菌検査等自主規制の実施にあたり、業者への指導方について特段の御配慮をいただきたい。

なお、具体的な自主規制の方法については別添のとおりであり、輸入業者の一覧表については、「人畜共通伝染病予防動物輸入業者協議会(会長 河野通敬...京浜鳥獣貿易株式会社)」から別途送付される予定である。

2) 赤痢罹患サルおよび保菌サルについては隔離治療および消毒が必要となるので、隔離施設の整備、死体の処理、今まで使用していた施設の消毒等について十分な指導をされたいこと。

3) 赤痢罹患サル及び保菌サルに対する赤痢菌陰性の判断は少なくとも3日間以上の間隔をおき3回以上の検便陰性の結果によることとし、最終的治ゆの決定は獣医師の診断によることとされたいこと。

4) 感染予防および従業員等に対する健康管理については十分注意するよう指導されたい。

#### 2 輸入サルを飼育する家庭に対する指導

これまでに輸入されたサルを飼育している家庭に対しては、輸入サルは赤痢菌を保有する可能性が高いことを周知徹底させ、下痢をくり返す等異常の見られるサルについては速やかに獣医師の診察を受ける等適切な取扱いをするよう指導されたいこと。また、赤痢菌保菌検査等について依頼のあった場合は何分の便宜を図られたいこと。

#### 3 医師会及び獣医師会への協力依頼

輸入動物による人の健康被害の防止を図るため、医師会及び獣医師会に対し、この通知の趣旨を説明し、その対策について十分な協力を得られるよう努められたいこと。

#### 4 その他

- 1) これまでに輸入されたサルを保有する鳥獣店に対しては、1の取扱いに準じて赤痢菌の有無を検査した上で販売するよう指導されたいこと。
- 2) 今後サルを飼育しようとする家庭に対しては、サルは家庭で飼育するには危険性が高い動物であることを周知させるとともに、一般的には愛がん用には不相当であるのでもしその飼育を行う場合においても十分注意するよう、また、獣医師による健康である旨の証明書を有するもののみ購入するよう指導されたいこと。

#### 別添

### 輸入サルの取扱いについて

サル輸入業者において任意団体を設立し、輸入サルに対し自主的に健康監視を行い、健康なサルを市場に出す。なお、この際下記事項を実施するにあたり、都道府県衛生主管部局ならびに保健所指導を受けるものとする。但し、大学、研究所、動物園の施設等に納入するサルについてはそれぞれの施設において、健康監視を行うことができるものとする。

#### 健康監視体制

1. サルの輸入を行うものは、全てこの団体に加盟する。
2. 全てのサルについて、輸入直後2.に定める方法により健康監視を実施し健康なサルを市場に出す。
3. 輸入業者は、獣医師を責任者とするサルの健康監視を行うための組織と施設を整備することとし、サルを市場に出す場合においては、獣医師による健康である旨の証明書を添付する。
4. 健康監視にあたっては、記録台帳を整備し、万一の事故発生防止に備える体制を確保する。

#### 健康監視の方法

1. 健康監視期間は、2週間以上とする。
2. 輸入サルは、健康監視期間中は原則として一頭ずつ分離収容する。但し、やむをえず2頭以上同一のケージで飼育し健康監視を行った際はその中の一頭に赤痢菌を検出する等異常を認めた場合は、同一のケージ内の全てのサルが汚染されているとみなした取扱いをすること。
3. 健康監視期間中は、獣医師による皮膚粘膜の発疹、神経症状、下痢等に重点をおいた一般健康診断及び赤痢菌等を対象とする検便を実施する。
4. 外見上健康と判断されるサルについては原則として、輸入後5日目と10日目に検便を実施する。
5. 輸入時すでに下痢症状のあるもの及び輸入後において下痢症状の出たものについては、速や

かに検便を実施するとともに下痢症状消失後、原則として3日以上の間隔をおき、3回以上の検便を行うこととする。

赤痢罹患サル、赤痢菌陽性サルその他異常サルの取扱いについて

1. 業者において、健康監視施設とは別の隔離施設を設け、治療等適当な処置を行うものとする。
2. これらのサルを収容していた健康監視施設は必ず消毒し、排泄物は焼却する。
3. これらのサルに接する場合には、予防衣、長靴等を着用し、感染防止に十分注意する。
4. これらのサルに対する赤痢菌陰性の判断は、3日以上の間隔をおき少なくとも3回以上の検便陰性の結果によることとし、最終的に治ゆの判定は、獣医師の診断によることとする。
5. 死体は、クレゾール液に浸す等消毒を行った後速やかに業者の責任において焼却処理を行う。

その他

サルと接触する者は、定期的に検便を行う等健康管理に十分注意すること。

別紙様式

( ) 保健所 殿

農林水産省動物検疫所

支所

赤痢又は結核等の動物由来感染症の確認について

当所の輸入検疫に係る指定動物(サル)について、動物由来感染症(赤痢又は結核等)を確認したので以下のとおり連絡します。

サルの種類		用途	
仕出国			
到着年月日		解放予定年月日	
係留検査場所名 所在地			
輸入者住所・氏名			
確認疾病名 頭数、検査方法及び検査結果	疾病名： 赤痢 ・ 結核 ・ Bウイルス感染症 頭数： 検査方法： 検査結果： (検査月日： )		
検査結果に対する措置			
転帰			
その他のサルの状況			
その他 特記すべき事項			

注)本様式により保健所あて連絡を行った場合は、写しを企画連絡室長あて送付すること。